

春日部市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、春日部市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

(会長)

第3条 会長は、会議の議長となる。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、危機管理防災室において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第 1 （第 1 条関係）				別表第 1 （第 1 条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
地域包括支援センター運営等協議会委員		日 額	6,700 円	地域包括支援センター運営等協議会委員		日 額	6,700 円
国民保護協議会委員		日 額	6,700 円				